

任意課題

税理士法 2 条の改正

我々税理士が業務を行う上での基本法である「税理士法」の第 2 条第 1 項では、法定外普通税の定義規定を「地方税法 13 条の 3 第 4 項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。」としています。

地方税法 13 条の 3 第 4 項は、「前三項の規定は、道府県法定外普通税若しくは市町村法定外普通税又は法定外目的税のうちその課税客体が売渡し又は引取りに係る物件等道府県たばこ税若しくは市町村たばこ税又は軽油引取税の課税客体に類するもので総務大臣が指定するものについて準用する。」と規定しており、該当する用語はあるものの、定義がされていません。

ちなみにこの地方税法 13 条の 3の条文の見出しは、「強制換価の場合の道府県たばこ税等の徴収」となっています。

条文をさかのぼり、道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税の定義を探すと、地方税法 10 条の 3 第 2 項に、「第四条第三項の規定によつて課する普通税（以下「道府県法定外普通税」という。）若しくは第五条第三項の規定によつて課する普通税（以下「市町村法定外普通税」という。）又は・・・」として、道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税の定義がされています。

そうすると、税理士法 2 条の地方税法における法定外普通税の定義規定としての条文は地方税法 13 条の 3 第 4 項ではなく、同法 10 条の 3 第 2 項とすべきではないでしょうか。

ちなみに地方税法 10 条の 3 の条文見出しは「法人の分割に係る連帯納税の責任」となっており、会社分割税制が導入された平成 13 年改正で追加された条文です。

平成 13 年改正前の平成 12 年度の地方税法では、（改正前）13 条の 3 第 4 項には、（改正後（現））10 条の 3 第 2 項と同様の道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税の定義があります。この（改正前）13 条の 3 の条文見出しは、「強制換価の場合の道府県たばこ税等の徴収」となっています。

したがって、会社分割税制導入により地方税法に条文が追加され、道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税の定義する条文が、追加された地方税法 10 条の 3 第 2 項で行われたにもかかわらず、その確認をしないまま（又は失念して）、「強制換価の場合の道府県たばこ税等の徴収」を条文見出しとする（改正前）地方税法 13 条の 3 第 4 項のままとしてしまったのではないのでしょうか。

是非ご検討ください。